

## 用語の解説

## 「開発審査会付議基準」とは？

静岡市では、都市計画法第34条第14号又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの規定に基づいて市街化調整区域において開発許可又は建築許可を行う場合には、都市計画法第78条の規定に基づき設置された開発審査会の議を経ることとされています。この許可を行う際の実開発審査会へ付議するための基準が「開発審査会付議基準」です。

## 都市計画法第34条第14号

前各号に掲げるもののほか、※都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為

※静岡市に関しては静岡市長となります。

## 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

当該建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は著しく不相当と認められる建築物又は第一種特定工作物で、※都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を得たもの

※静岡市に関しては静岡市長となります。